

7 資 審 第 5 9 号
令和 8 年 2 月 10 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

農業資材審議会長 小川 久美子

飼料添加物の指定の取消等並びに基準及び規格の改正若しくは廃止に係る諮問について（答申）

令和 7 年 10 月 16 日 付け 7 消安第 4179 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

- 1 法第 2 条第 3 項の規定に基づき飼料添加物として指定されているアンプロリウム・エトパベートの指定を取り消すとともに、アンプロリウム単剤として指定し直すことは、適当と認める。
- 2 法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められている飼料及び飼料添加物に係る基準及び規格のうち、アンプロリウム・エトパベートの基準及び規格を改正することは、適当と認める。
- 3 法第 2 条第 3 項の規定に基づき飼料添加物として指定されているアンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリンの指定を取り消すことは、適当と認める。
- 4 法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められている飼料及び飼料添加物に係る基準及び規格のうち、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリンの基準及び規格を廃止することは、適当と認める。
- 5 その他所要の改正を行うことは、適当と認める。